

広島県地域医療介護総合確保事業補助金交付要綱

(通則)

第1条 医療介護総合確保促進法第4条に基づく広島県計画（以下「県計画」という。）に定める事業について、交付対象者が行う事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、地域医療介護総合確保基金管理運営要領（平成26年9月12日医政初0912第5号厚生労働省医政局長通知、老発0912第1号厚生労働省老健局長通知及び保発0912第2号厚生労働省保険局長通知。以下、「管理運営要領」という）及び広島県補助金等交付規則（昭和48年広島県規則第91号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この補助金は、県計画に基づき、地域における医療及び介護の総合的な確保を促進することを目的とする。

(交付先)

第3条 この補助金は、県計画で定められた事業を実施する事業者に対し、その申請に基づき交付する。ただし、次のいずれかに該当する者は、第6条の申請をすることができない。

- (1) 暴力団員等（広島県暴力団排除条例（平成22年広島県条例第37号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）に該当する者
- (2) 暴力団（広島県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等の統制下にある者
- (3) 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

(交付の対象)

第4条 この補助金の交付対象は、広島県地域医療介護総合確保事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）に基づき実施する事業のうち、別表第2欄に定める事業とする。

(交付の額)

第5条 この補助金の交付額は、別表第2欄に定める事業ごとに、総事業費から寄付金その他の収入を控除した額と同表第3欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の実支出額を比較していずれか少ない方の額と同表第5欄に定める補助率を乗じて得た額と、同表第4欄に定める基準額を比較していずれか少ない額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第6条 この補助金の交付申請は、規則第3条の規定により、補助金交付申請書（別記様式第1号）に別表第6欄に掲げる添付書類を付して、毎年度知事が別に定める日までに提出するものとする。

(交付の条件)

第7条 県の助成により事業者が補助事業を実施する場合

県が、事業者が実施する補助事業に対して、この補助金を財源の全部又は一部として交付する場合

合には、事業者に対し次の条件が付されるものとする。ただし、第2項に定める場合は除く。

- (1) 補助事業を実施するために必要な調達を行う場合は、一般競争入札に付するなど県又は市町が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。
- (2) 補助金の交付を決定する場合において、次のものを変更する場合には、事業計画変更申請書（別記様式第2号）により知事の承認を受けなければならない。ただし、別表第1欄に定める区分間の経費の配分の変更は承認しないものとする
 - ア 補助事業に要する経費の配分の変更（軽微な変更を除く。）
 - イ 補助事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）
 - ウ 施設整備に係る補助においては、建物の設置場所、規模、構造又は用途（機能を著しく変更しない軽微な変更を除く。）
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、事業中止（廃止）承認申請書（別記様式第3号）により知事の承認を受けなければならない。
- (4) 補助事業完了後は、指定期日までに知事の完了検査等を受けなければならない。
- (5) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。
- (6) 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上（事業者が地方公共団体以外の者の場合は30万円以上）の機械、器具及びその他財産については、知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。ただし、事業者が規則第5条第2項の規定による条件に基づき補助金の全部に相当する金額を県に納付した場合又は「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）」で定める耐用年数（同令に定めのない財産については、知事が別に定める期間）を経過した場合は、この限りでない。
- (7) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (8) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- (9) 補助事業に係る関係書類の保存については、次のとおりとする。

ア 事業者が地方公共団体（一部事務組合を含む）の場合

補助事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書（別記様式第4号）を作成するとともに、補助事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を補助事業が完了する日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、前述の保管期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第14条第1項第2号に規定する期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかななければならない。

イ 事業者が地方公共団体以外の場合

補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を補助事業が完了する日（事業の中止又は廃止の承認

を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、前述の保管期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)第14条第1項第2号に規定する期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

また、証拠書類等の保管期間が満了する前に事業者が解散する場合は、その権利義務を承継する者(権利を承継する者がいない場合は知事)に当該証拠書類等を引き継がなくてはならない。

- (10) 補助事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。
- (11) 補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合(仕入控除税額が0円の場合を含む。)に速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書(別記様式第5号)により速やかに知事に報告しなければならない。また、この補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を県に納付しなければならない。
- (12) 交付すべき補助金の額が確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、毎年度知事が別に定める日までに、その超える部分について県に納付しなければならない。
- (13) 補助事業を行う者が(1)から(12)までにより付した条件に違反した場合には、この補助金の全部又は一部を県に納付させることがある。

2 市町等の助成により事業者が補助事業を実施する場合

県が、市町等の助成により事業者が実施する補助事業に対して、この補助金を財源の全部又は一部として交付する場合には、市町等に対し次の条件が付されるものとする。

- (1) 補助事業の内容を変更(軽微な変更を除く。)する場合には、知事の承認を受けなければならない。ただし、別表第1欄に定める区分間の経費の配分の変更は承認しないものとする。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、事業中止(廃止)承認申請書(別記様式第3号)により知事の承認を受けなければならない。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。
- (4) 補助事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書(別記様式第4号)を作成するとともに、補助事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を補助事業が完了する日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、前述の保管期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)第14条第1項第2号に規定する期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。
- (5) 市町等が、事業者が実施する事業(以下「間接補助事業」という。)に対して、県からのこの補助金を財源の全部又は一部として交付する場合には、事業者に対し次の条件が付されるものとする

る。

ア 間接補助事業を実施するために必要な調達を行う場合は、一般競争入札に付するなど市町等が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。

イ 間接補助事業の内容を変更（軽微な変更を除く。）する場合には、市町等の長の承認を受けなければならない。ただし、別表第1欄に定める区分間の経費の配分の変更は承認しないものとする。

ウ 間接補助事業を中止し、又は廃止する場合は、市町等の長の承認を受けなければならない。

エ 間接補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は間接補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに市町等の長に報告し、その指示を受けなければならない。

オ 間接補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を補助事業が完了する日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。ただし、間接補助事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、前述の保管期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第14条第1項第2号に規定する期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

また、証拠書類等の保管期間が満了する前に事業者が解散する場合は、その権利義務を承継する者（権利を承継する者がいない場合は市町等の長）に当該証拠書類等を引き継がなくてはならない。

カ 間接補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに間接補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が30万円以上の機械、器具及びその他財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令で定める耐用年数を経過するまで、市町等の長の承認を受けずに、当該事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。

キ 市町等の長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市町等に納付させることがある。

ク 間接補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、間接補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

ケ 間接補助事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。

コ 間接補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）に速やかに、遅くとも間接補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（別記様式第5号）により速やかに市町等の長に報告しなければならない。また、この補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を市町等に納付しなければならない。

サ 交付すべき補助金の額が確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、毎年度市町等の長が別に定める日までに、その超える部分について市町等に納付し

なければならない

シ 間接補助事業を行う者がアからサまでにより付した条件に違反した場合には、この補助金の全部又は一部を市町等に納付させることがある。

(6) (5) により付した条件に基づき、市町等の長が承認又は指示する場合には、あらかじめ知事の承認又は指示を受けなければならない。

(7) (5) のキにより事業者から財産の処分による収入の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を県に納付させることがある。

(8) (5) のコにより事業者からこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を県に納付させることがある。

(9) (5) のサにより事業者から納付させた場合には、その納付額の全部又は一部を県に納付させることがある。

3 補助事業者は、この補助金の交付と対象経費を重複して、他の法律又は予算制度に基づく国又は県の負担又は補助を受けてはならない。

4 その他、規則及びこの要綱の定めに従わなければならない。

(状況報告)

第8条 補助事業者は、知事の求めに応じ、この補助事業の遂行状況について、事業実施状況報告書(別記様式第6号)により知事に報告するものとする。

(実績報告)

第9条 この補助金の実績報告は、規則第12条の規定により、事業実績報告書(別記様式第7号)に別表第7欄に掲げる添付書類を付して、補助事業完了の日から起算して1か月を経過した日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から1か月を経過した日)又は補助金の交付決定のあった年度の翌年度4月10日までのいずれか早い日までに知事に提出するものとする。

(交付の方法)

第10条 この補助金の交付は、精算払とする。ただし、規則第16条の規定により知事が必要と認めるときは、概算払とすることができる。

2 補助金の概算払を受けようとする者は、知事が別に定める提出期限までに概算払請求書(別記様式第8号)を提出しなければならない。

3 概算払を受けた者は、その金額確定後10日以内に、概算払精算書(別記様式第9号)を知事に提出しなければならない。

(雑則)

第11条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、この補助金の交付について必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年1月8日から施行し、平成26年12月17日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 7 月 3 日から施行し、平成 27 年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 10 月 6 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 7 月 11 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 11 月 9 日から施行し、平成 28 年 7 月 26 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 7 月 7 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 12 月 7 日から施行し、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年 7 月 10 日から施行し、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 9 月 24 日から施行し、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 3 月 11 日から施行し、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 8 月 17 日から施行し、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 10 月 4 日から施行し、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 11 月 8 日から施行し、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 3 月 22 日から施行し、令和 5 年 3 月 17 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 11 月 30 日から施行し、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 15 日から施行し、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 1 月 31 日から施行し、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年3月9日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

